

# 登園許可証明書

社会福祉法人 北美福祉会  
すみれっ子保育園

ぐみ 園児氏名

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

※下記病名以外にも登園許可証明書が必要な病気があります。医師の指示に従ってください。

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消失した後2日経過するまで
	流行性角結膜炎 (はやり目)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	その他( )	

上記の疾患で 平成 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、平成 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

※保育園生活での注意事項

( )

証明日：平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印